

厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので 同条第九項の規定に基づき その名称を公示する。

平成十九年一月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

通し 番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	機 種 番 号
26	2,4-ジ- <i>tert</i> -ブチル-6-[(2-ニトロフェニル) ジアゼニル] フェノール	(3) - 2835
27	ペルフルオロ (1,2-ジメチルシクロヘキサン)	(3) - 3247
28	2,2,6,6-テトラ- <i>tert</i> -ブチル-4,4-メチレンジフェノール	(4) - 39